

日本女性法律家協会とは？

女性法律家協会とは、1950年に設立された女性の弁護士、裁判官、検察官、法律学者から構成される全国組織の団体で、現在の会員数は約900名です。

会の目的と活動

女性の法律専門家集団として、公正で調和のとれた活力のある法治社会の発展、女性の地位向上、会員相互の親睦等を目的として

- ① 司法・法学、女性の地位に関する調査研究や意見の発表
- ② 外国法曹との交流
- ③ 他の女性団体との連絡連携
- ④ 弁護士会員による法律相談

を活動の柱としています。

組織・運営

役員（総会で選任され任期は2年）

会長	1名
副会長	4名
幹事	若干名（20名前後）
会計監査	2名

定時総会 年1回

幹事会 年10～12回開催

大阪支部 大阪高裁管内の会員で組織

女性法律家の皆さまへ

1 会員資格

弁護士、裁判官、検察官または大学の法学の教授もしくは准教授である女性及びこれらの職にあった女性は、幹事会の承認を得て会員になることができます。

女性の司法修習生は、幹事会の承認を得て準会員になることができます。

2 入会方法

女性法律家協会ホームページから入会申込書をダウンロードするか、事務局にお問い合わせ下さい。

入会金 3000円

会費 1万円（年額）

但し、入会后3年間は半額

設立の趣旨

日本に初めて女性法曹が誕生したのは、1940（昭和15）年で、女性弁護士3名が誕生しました。当協会の設立は、1950（昭和25）年、GHQの法務部LSにいたアメリカ合衆国の女性弁護士メアリー・イースタリングの示唆によるもので、女性の弁護士・裁判官・検察官に大学の法学研究者も加えて10余名でスタートしました。当協会が設立された1950年には、女性の裁判官は3名、検察官は2名、弁護士は10名でした。

設立と同時に、国際女性法律家協会にも加盟し、当協会は国際女性法律家協会の日本支部として、これまでに国連日本代表も送り出しています。

日本女性法律家協会事務局

〒105-0001

東京都港区虎ノ門3-18-12

スタジオ虎ノ門811

TEL(03)3578-1981

FAX(03)3437-6188

URL: <http://www.j-wba.com/>



1 講演会

年1回総会に併せて時の人をお招きして、講演会を行っています。

2 研究活動

時宜にあったテーマを選び、ゲストをお招きして研究会・講座（年数回程度）、意見書・要望書の提出等を行っています。

3 若手キャリア支援

年1回修習生を含む若手女性法曹のキャリア形成をサポートするためセミナーを行っています。

4 法律相談事業

経験豊富な弁護士会員が、主婦会館プラザFで法律相談（週2日）や、無料相談（年1回）を行っています。相談を担当した弁護士が直接受任することが可能です。

5 交流活動

昼食会や夕食会、地方での懇親会のほか、メーリングリスト等によって、会員相互の連携・親睦をはかっています。

6 他団体との提携、交流

国際機関や政府関係団体、民間団体との交流をはかっています。

①国際婦人年連絡会

国連NGO国内婦人委員会

国連総会第三委員会

男女共同参画推進連携会議等参加

②ローエイシア

日本法律家協会 等と連携

③全国女性税理士連盟と合同研究会

日本・アラブ交流事業 等

7 講師の派遣、紹介等

自治体等の要望に応じて、講師や法律相談担当者の紹介、派遣を行っています。

8 広報活動

年1回の会報、年2回の「お便り」、ホームページ・メーリングリストによる毎年の活動報告や、各種行事への参加の呼びかけ等を行っています。

<最近の活動内容のご紹介>

◇会員の活動

2010 岡部喜代子会員 最高裁判事に

2013 鬼丸かおる会員 最高裁判事に

2015 林陽子会員 国連女子差別撤廃委員会委員長に

2017 大谷美紀子会員 国連こどもの権利条約委員に

◇意見書等の提出

2016 選択的夫婦別姓と再婚禁止期間廃止を内容とする民法の早期改正を求める会長声明

2016・2017「民法（相続法）等の改正試案」に対する意見書

2017 第三者の関わる生殖医療技術の利用に関する意見書

◇研究会

2014 「憲法と家族」3回連続講座

2015 「生殖補助医療と人権」8回連続講座

2016 「性犯罪に関する刑法改正」

2016・2017 「相続法改正」

◇外国法曹との交流

2013 日本・アラブ女性交流事業

（国連NGO国内婦人委員会加盟の団体として招聘）

◇創立60周年記念事業

2010 記念講演・シンポジウム「多様化する生き方と法のこれから」

